

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号			○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
	名称	区域		名称	区域
1	新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された新百合ヶ丘駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	1	新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された新百合ヶ丘駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
(略)			(略)		
62	等々力緑地公園地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された等々力緑地公園地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	62	等々力緑地公園地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された等々力緑地公園地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
63	<u>鈴木町駅前南地区整備計画区域</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された鈴木町駅前南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</u>	<u>(新設)</u>		
別表第2（第4条～第11条、第13条関係）			別表第2（第4条～第11条、第13条関係）		
1～62（略）			1～62（略）		
<u>63 鈴木町駅前南地区整備計画区域</u>			<u>(新設)</u>		
<u>A地区の区域</u>	<u>建築物の用途の制限</u>	<u>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</u> <u>(1) 住宅</u> <u>(2) 共同住宅</u> <u>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>(4) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</u> <u>(5) 工場（食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。)</u> <u>(6) 自動車教習所</u>			

改正後		改正前
	<p>(7) <u>畜舎で床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(8) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</u></p>	
	<p><u>建築物の敷地面積の最低限度</u> 建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。</p>	
	<p><u>壁面の位置の制限</u> 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、<u>巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</u></p>	
B地区区域	<p><u>建築物の用途の制限</u> 次に掲げる建築物は、<u>建築してはならない。</u></p> <p>(1) <u>住宅</u></p> <p>(2) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(3) <u>自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>工場(食品製造業(食品加工業を含む。))を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>自動車教習所</u></p> <p>(6) <u>畜舎で床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(7) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>倉庫業を営む倉庫</u></p>	
	<p><u>建築物の敷地面積の最低限度</u> 建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。</p>	

改正後		改正前
	<p><u>壁面の位置の制限</u></p> <p><u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</u></p>	
C地区区域	<p><u>建築物の用途の制限</u></p> <p><u>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</u></p> <p>(1) <u>住宅</u></p> <p>(2) <u>共同住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(4) <u>自動車教習所</u></p> <p>(5) <u>畜舎で床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(6) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</u></p>	
	<p><u>建築物の敷地面積の最低限度</u></p> <p><u>建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。</u></p>	
	<p><u>壁面の位置の制限</u></p> <p><u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</u></p>	